

社会福祉法人 糸波福祉会
役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸波福祉会（以下「本会」という。）の役員報酬、旅費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

- 第2条 本会の役員会等に出席する役員には、1回につき3,000円の報酬を支給する。
- 2 本会の監査を行う監事には、1回につき3,000円の報酬を支給する。
 - 3 その他本会業務に従事する役員には、1回につき3,000円の報酬を支給する。

(役員旅費)

- 第3条 本会の役員が会務のために旅行する場合は、その者に対して旅費を支給する。
- 2 旅費の支給額、支給方法等並びに旅行手続き等については「社会福祉法人糸波福祉会旅費規程」を準用する。

(講師謝礼金等)

- 第4条 本会が開催する講習会、研修会等の講師には、謝礼金及び費用弁償を支給することができる。
- 2 前項の謝礼金及び費用弁償の支給額は、その都度理事長が諸般の事情を考慮して決める。

附 則

この規程は、平成6年2月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月17日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人糸波福祉会役員の手当等に関する規程（平成6年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。